

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月八日、同月十八日及び同年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 T L A C 規制対象銀行 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行をいう。</p> <p>九 T L A C 規制対象銀行持株会社 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会社TLAC告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社をいう。

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行TLAC告示及び銀行持株会社TLAC告示において使用する用語の例による。

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。

「一〇十 略」

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第十三号により作成するものとする。）

十二 「略」

「4～8 略」

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例による。

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇十 同上」

十一 貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

十二 「同上」

「4～8 同上」

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事

項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準行の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)

一)に係るものに限る。)及び同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準(TLAC規制対象銀行の直近の二連結会計年度に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2 [略]

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)全体」と

項)

第四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準行の直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)

一)に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 [同上]

3 [同上]

一 [同上]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)全体」と

、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）」及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

7|| 「4～6 略」

第一項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第十五号により作成するものとする。

- 一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項
- 二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
- 三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）」及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

「4～6 同上」

「項を加える。」

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。))に係るものに限る。
(及び同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準(TLAC規制対象銀行の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。))は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2 [略]

3 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。))及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。))」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第十三条及び第十六条において同じ。))に係るものに限る。
(は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 [同上]

3 第二条第三項(第十一号に係る部分に限る。))及び前条第三項(第一号に係る部分に限る。))の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。))」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号

「と、別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

6 前条第七項の規定は、第一項のT L A Cに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と読み替えるものとする。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 「略」

2 「略」

3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。)及びT L A Cに関する事項(T L A C規制対象銀行に係るものに限る。)は、第一項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

〔一〕十一 略

〔二〕 銀行T L A C告示第二条に規定する基準に関する開示事項

〔三〕 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の概要

〔四〕 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の詳細(前号に掲げる事項を除く。)

4 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号

「と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕

〔項を加える。〕

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 「同上」

2 「同上」

3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

〔一〕十一 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

4 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、第一項第三

に掲げる事項は別紙様式第十三号により、同項第三号並びに前項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第二項第三号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十四号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

5 「略」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）並びに同号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（TLAC規制対象銀行持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資

号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準行に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第二項第三号に掲げる事項は別紙様式第九号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、前項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

5 「同上」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、持株レバレッジ比率に関する開示事項及びT L A Cに関する開示事項とする。

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において）」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第七条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「銀行全体」とあるのは「持株会社グループ（持株自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する銀行にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ロ中「自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において）」とあるのは「持株自己資本比率告示第二百二十七条第四項第三号から第六号まで（持株自己資本比率告示第二百三十二条第二項及び第二百八十条の四第一項において

「と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と読み替えるものとする。

〔4〕6 略〕

7〕 第一項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第十五号により作成するものとする。

- 一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項
- 二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項
- 三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本

「と、同号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「自己資本比率告示第十四条各号」とあるのは「持株自己資本比率告示第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と読み替えるものとする。

〔4〕6 同上〕

〔項を加える。〕

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本

の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）及び同号二に規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（TLAC規制対象銀行持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、持株レバレッジ比率に関する開示事項及びTLACに関する開示事項とする。

2 「略」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、「別紙様式第十三号」とあるのは「別紙様式第十四号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5 同上〕

6 前条第七項の規定は、第一項のT L A Cに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と読み替えるものとする。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準持株会社に係るものに限る。)及びT L A Cに関する事項(T L A C規制対象銀行持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 略」

十二 銀行持株会社T L A C告示第二条に規定する基準に関する開示事項

十三 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の概要

十四 その他外部T L A C調達手段に関する契約内容の詳細(前号に掲げる事項を除く。)

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十四号により、同項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

「項を加える。」

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

「一〇十一 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。

(別紙様式第一号)

[別紙 2]

(1) 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第30の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書の「ノンブレートCC1」における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連す

(別紙様式第一号)

[別紙 1]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の「別紙一」における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連する

るものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

- a 「少数出資金融機関等の他外部TLAC関連調達手段のうち、ローケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額」とは、自己資本比率告示第十九条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額をいう。また、この項は、自金融機関がTLAC規制対象銀行でない場合には、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。なお、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- b 「意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」、「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の欄につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は、計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 自己資本比率及び資本バンプナー

- a 「最低単体資本バンプナー比率」から「単体資本バンプナー比率」までの項は、連結自己資本比率を算出する銀行、銀行若しくは銀行持株会社の連結子会社等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては

ものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

(5) [同左]

[加える。]

、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

- b 当期に係る別紙様式第九号の開示を行う場合には、項番64「最低単体資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低単体資本バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

(8)調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(6) [同左]

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9)その他

(11)その他

- a ヘ欄には、この面と別紙様式第十三号との対応関係を示すため、当該面において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。
- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- o この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(別紙様式第五号)

[別紙 4]

(1) 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

[加える。]

(別紙様式第五号)

[別紙 3]

(1) [同左]

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自

己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十九年三月二十九日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化－第2フェーズ」と題する文書のデゾブレットCC1における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等Tier1資本に係る調整項目

[a～c 略]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 略]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 略]

[(3)・(4) 略]

(5) Tier2資本に係る調整項目

a 「少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、ワークアウト・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額」とは、自己資本比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額又は持株自

己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) [同左]

[a～c 同左]

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

[e・f 同左]

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

[h・i 同左]

[(3)・(4) 同左]

[加える。]

己資本比率告示第七条第三項第二号及び第三号に掲げる額の合計額を記載すること。また、この項は、自金融機関がTLAC規制対象銀行又はTLAC規制対象銀行持株会社でない場合には、記載することを要しない（この場合には、当該項は削除することができる。）。なお、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

- b 「意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」、「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」及び「その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額」の欄につき、ロ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、その他外部TLAC関連調達手段の額に係る額は計上することを要しない。

(6) [略]

(7) 自己資本比率及び資本バツプラー

- a 「最低連結資本バツプラー比率」から「連結資本バツプラー比率」までの項は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子会社等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない（この場合には、当該項を削除することができる。）。

- b 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番64「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番11「最低連結資本バツプラー比率」の項の比率と、項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率

(5) [同左]

[加える。]

は同様式の項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

- 。当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、項番68「連結資本バツプラー比率」の項の比率は、同面の項番27「最低所要自己資本比率及び最低リスク・アセットベース外部TLAC比率を満たした後の普通株式等Tier1比率」の項の比率と一致する。

(8)調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本等調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 略]

(9) [略]

(10) [略]

[削る。]

(6) [同左]

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

[c・d 同左]

(7) [同左]

(8) [同左]

(9)その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものと

(11) その他

- a ヘ欄には、この面と別紙様式第十四号との対応関係を示すため、当該面において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合は、記載することを要しない。）。
- b この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」と、それぞれ読み替えるものとする。
- c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(別紙様式第七号)

[別紙 6]

(1) 「外国の法令に準拠する手段（その他外部TLAC調達手段に限る。）」について、その他外部TLAC調達手段について外国の法令に準拠する旨の定めがある場合において、銀行TLAC告示第四条第三項第九号本文又は銀行持株会社TLAC告示第四条第三項第九号本文の要件を満たすとき（当該関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収又は資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意

する。

[加える。]

(別紙様式第七号)

[別紙 5]

[加える。]

見書を具備しているとき)には「法令」と、銀行TLAC告示第四条第三項第九号ただし書又は銀行持株会社TLAC告示第四条第三項第九号ただし書の要件を満たすとき(発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるとき)には「契約」と記載し、外国の法令に準拠する旨の定めがない場合には、「該当なし」と記載すること。なお、自己資本調達手段に関する契約内容を記載する場合又は自金融機関がTLAC規制対象銀行若しくはTLAC規制対象銀行持株会社でない場合には、記載することを要しない(これらの場合には、当該項を削除することができる)。

- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]

(9) 「特別早期償還特約」とは、その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段においては一定の事由が生じた場合には発行後五年、その他外部TLAC調達手段においては一定の事由が生じた場合には発行後一年をそれぞれ経過する直前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。

- (10) [略]
- (11) [略]

- (1) [同左]
- (2) [同左]
- (3) [同左]
- (4) [同左]
- (5) [同左]
- (6) [同左]
- (7) [同左]
- (8) 「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する直前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。

- (9) [同左]
- (10) [同左]

<u>(12)</u>	[略]
<u>(13)</u>	[略]
<u>(14)</u>	[略]
<u>(15)</u>	[略]
<u>(16)</u>	[略]
<u>(17)</u>	[略]
<u>(18)</u>	[略]
<u>(19)</u>	[略]
<u>(20)</u>	[略]
<u>(21)</u>	[略]
<u>(22)</u>	[略]
<u>(23)</u>	「劣後性の手段」については、その他Tier1資本調達手段及びTier2資本調達手段においては「法令上の劣後」又は「契約上の劣後」のうち該当するものを、その他外部TLAC調達手段においては「法令上の劣後」、「契約上の劣後」又は「劣後性要件の例外としての構造劣後」のうち該当するものを、それぞれ記載すること。
<u>(24)</u>	残余財産の分配又は <u>倒産処理手続</u> における債務の弁済若しくは <u>内容の変更</u> について優先的内容を有する他の種類の <u>資本調達手段</u> 又は <u>その他外部TLAC調達手段が存在しない場合には、「一般債務」と記載すること。</u>
<u>(25)</u>	「非充足資本等要件」とは、 <u>自己資本調達手段</u> 又は <u>その他外部TLAC調達手段の額の全部</u> 又は <u>一部が算入される自己資本又は外部TLACに係る基礎項目の額の区分</u> に応じ、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他Tier1資本調達手段の要件、 <u>Tier2資本調達手</u>

<u>(11)</u>	[同左]
<u>(12)</u>	[同左]
<u>(13)</u>	[同左]
<u>(14)</u>	[同左]
<u>(15)</u>	[同左]
<u>(16)</u>	[同左]
<u>(17)</u>	[同左]
<u>(18)</u>	[同左]
<u>(19)</u>	[同左]
<u>(20)</u>	[同左]
<u>(21)</u>	[同左]
<u>(22)</u>	残余財産の分配又は <u>倒産手続</u> における債務の弁済若しくは <u>変更</u> について優先的内容を有する他の種類の <u>資本調達手段</u> が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。
<u>(23)</u>	「非充足資本要件」とは、 <u>自己資本調達手段の額の全部</u> 又は <u>一部が算入される自己資本</u> に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他Tier1資本調達手段の要件又は <u>Tier2資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充</u>

段の要件又はその他外部TLAC調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段又は当該その他外部TLAC調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本等要件がある場合には、自己資本調達手段における実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第五項第十号、第十八条第四項第十五号若しくは第十九条第五項第十号又は持株自己資本比率告示第六条第四項第十五号若しくは第七条第五項第十号に掲げる要件をいう。）など、自己資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(別紙様式第九号)

【表略】

(注)

【略】

a 【略】

h 当期に係る別紙様式第一号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番65「うち、資本保全バツプラー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツプラー比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツプラー比率」の項の比率と、項番11「最低単体資本バツプラー比率」の項の比率は同様式の項番64「最低

足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第六条第四項第十五号、第七条第四項第十号、第十八条第四項第十五号若しくは第十九条第四項第十号又は持株自己資本比率告示第六条第四項第十五号若しくは第七条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。

(別紙様式第九号)

【同左】

(注)

【同左】

a 【同左】

【加える。】

単体資本バツフナー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

c [略]

d [略]

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には一項を削除せず、「一」を記載すること。(c)及び(d)に該当する場合には、当該項を削除することができる。)

f [略]

g [略]

(別紙様式第十号)

【表略】

(注)

【略】

a [略]

h 当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、項番8「資本保全バツフナー比率」の項の比率(同様式の項番65「うち、資本保全バツフナー比率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番66「うち、カウンター・シクリカル・バツフナー比率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率は同様式の項番67「うち、G-SIB/D-SIBバツフナー比率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バツフナー比率」の項の比率は同様式の項番64「最低連結資本バツフナー比率」の項の比率と、それぞれ一致する。

h [同左]

e [同左]

d この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には一項を削除せず、「一」を記載すること。(b)及び(c)に該当する場合には、当該項を削除することができる。)

e [同左]

f [同左]

(別紙様式第十号)

【同左】

(注)

【同左】

a [同左]

[加える。]

㉔ 当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、項番4「リスク・アセットの額」の項の額は同面の項番23「リスク・アセットの額」の項の額と、項番8「資本保全バツフア率」の項の比率は同面の項番29「うち、資本保全バツフア率」の項の比率と、項番9「カウンター・シクリカル・バツフア率」の項の比率は同面の項番30「うち、カウンター・シクリカル・バツフア率」の項の比率と、項番10「G-SIB/D-SIBバツフア率」の項の比率は同面の項番31「うち、G-SIB/D-SIBバツフア率」の項の比率と、項番11「最低連結資本バツフア率」の項の比率は同面の項番28「最低連結資本バツフア率」の項の比率と、項番12「連結資本バツフア率」の項の比率は同面の項番27「最低所要自己資本及び最低リスク・アセットベース外部TLC比率を満たした後の普通株式等Tier1比率」の項の比率と、項番13「総エクスポージャーの額」の項の額は同面の項番24「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。

㉕ [略]

㉖ この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「ー」を記載すること。(d)に該当する場合には、当該項を削除することができる。)

㉗ [略]

㉘ [略]

(別紙様式第十三号)

[別紙7]

[加える。]

㉕ [同左]

㉖ この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「ー」を記載すること。(b)に該当する場合には、当該項を削除することができる。)

㉗ [同左]

㉘ [同左]

[別紙様式を加える。]

<p>(別紙様式第十四号) [別紙 8]</p> <p>(別紙様式第十五号) [別紙 9]</p> <p>(別紙様式第十六号) [別紙10]</p>	<p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
1a+2+1c+26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額(△)		
26	うち、社外流出予定額(△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
8	うち、のれんに係るものの額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	前払年金費用の額		
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・		

		ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		
21		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
27		その他 Tier1 資本不足額		
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
普通株式等 Tier1 資本				
29		普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42		Tier2 資本不足額		
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
その他 Tier1 資本				
44		その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)		
Tier1 資本				

45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ))	(ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額		(チ)	
Tier2 資本に係る調整項目				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額		(リ)	
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ))		(ヌ)	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ))		(ル)	
リスク・アセット (5)				
60	リスク・アセットの額		(ヲ)	
自己資本比率				
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
調整項目に係る参考事項 (6)				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株			

	式に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行単体）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十三号 (CC2) の参照項 目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
1c	うち、自己株式の額 (△)			
26	うち、社外流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るものの額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	前払年金費用の額			
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			
18	少数出資金融機関等の普通株式の額			

19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
27	その他 Tier1 資本不足額				
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)				
普通株式等 Tier1 資本					
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				

40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42	Tier2 資本不足額			
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本				
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)			
Tier1 資本				
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本				

59	総自己資本の額((ト)+(ヌ))	(ル)			
リスク・アセット (6)					
60	リスク・アセットの額	(ヲ)			
自己資本比率及び資本バッファ― (7)					
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))				
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))				
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				
64	最低単体資本バッファ―比率				
65	うち、資本保全バッファ―比率				
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ―比率				
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ―比率				
68	単体資本バッファ―比率				
調整項目に係る参考事項 (8)					
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び銀行 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)			
1a+2+1c-26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額 (△)		
26	うち、社外流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の		

		うち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額		
27	その他 Tier1 資本不足額			
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
普通株式等 Tier1 資本				
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
34+35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
35		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			

39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42	Tier2 資本不足額		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
その他 Tier1 資本			
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)		
Tier1 資本			
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)			
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
Tier2 資本に係る調整項目			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
Tier2 資本			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		

総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)	
リスク・アセット (5)			
60	リスク・アセットの額	(ヲ)	
連結自己資本比率			
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
調整項目に係る参考事項 (6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式 に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係 るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整 項目不算入額		
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から 事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエク スポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該 額が零を下回る場合にあつては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあつては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあつては、零とする。)		

(注)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行連結・持株）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十四号 (CC2) の参照項 目
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額			
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額			
2	うち、利益剰余金の額			
1c	うち、自己株式の額 (△)			
26	うち、社外流出予定額 (△)			
	うち、上記以外に該当するものの額			
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額			
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額			
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)			
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
11	繰延ヘッジ損益の額			
12	適格引当金不足額			
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
15	退職給付に係る資産の額			
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			

17		意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			
18		少数出資金融機関等の普通株式の額			
19+20+21		特定項目に係る十パーセント基準超過額			
19		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			
27		その他 Tier1 資本不足額			
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
普通株式等 Tier1 資本					
29		普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
34+35		その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社			

		等を除く。)の発行する資本調達手段の額			
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)			
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			
42		Tier2 資本不足額			
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)			
その他 Tier1 資本					
44		その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (へ)			
Tier1 資本					
45		Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)			
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
48-49		Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
47+49		適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
47		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
49		うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額			
50		一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a		うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b		うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51		Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
Tier2 資本に係る調整項目 (5)					
52		自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53		意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調			

	達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
54a	少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
Tier2 資本				
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)			
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)			
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
連結自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
64	最低連結資本バッファ比率			
65	うち、資本保全バッファ比率			
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率			
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			
68	連結資本バッファ比率			
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額			
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				

76	一般貸倒引当金の額			
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い（1）	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者（2）	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（3）	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額（4）	
10	表示される科目の区分（5）	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日（6）	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額（7）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（8）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（9）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（10）	
18	配当率又は利率（11）	
19	配当等停止条項の有無（12）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（13）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合（14）	
25	転換の範囲（15）	

26	転換の比率 (16)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	
36	非充足資本要件の有無 (23)	
37	非充足資本要件の内容 (23)	

(注)

CCA：自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要		
1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
3a	外国法令に準拠する手段（その他外部 TLAC 調達手段に限る。）（1）	
	規制上の取扱い（2）	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者（3）	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額（4）	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額（5）	
10	表示される科目の区分（6）	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日（7）	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額（8）	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額（9）	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要（10）	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別（11）	
18	配当率又は利率（12）	
19	配当等停止条項の有無（13）	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無（14）	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	

24	転換が生じる場合 (15)	
25	転換の範囲 (16)	
26	転換の比率 (17)	
27	転換に係る発行者の裁量の有無 (18)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (19)	
31	元本の削減が生じる場合 (20)	
32	元本の削減が生じる範囲 (21)	
33	元本回復特約の有無 (22)	
34	その概要	
34a	劣後性的手段 (23)	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部 TLAC 調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (24)	
36	非充足資本等要件の有無 (25)	
37	非充足資本等要件の内容 (25)	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

(単位：百万円)

CC2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第一号を 参照する番号又は 記号
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この面の各項の内訳は、自金融機関の財務諸表に基づく貸借対照表(以下「公表貸借対照表」という。)で使用されている勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表貸借対照表の内容を記載すること。
- c 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が異なる銀行に限り、ロ欄には、銀行告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表(以下「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。)の内容を、公表貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。それ以外の銀行にあつては、ロ欄を記載することを要しない。
- d ロ欄を記載する場合において、規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表貸借対照表で使用されていない項目があるときは、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- e 公表貸借対照表の科目が別紙様式第一号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの面に添付するものとする。付表を用いる場合には、この面と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの面のニ欄に記載すること。
- f 自己資本比率告示第十五条ただし書に該当し、かつ、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である銀行にあつては、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- g この面で指定する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- h 銀行が、当期において公表貸借対照表を作成していない場合には、この面を記載することを要しない。

(単位：百万円)

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係			
項目	イ	ロ	ハ
	公表 連結貸借対照表	規制上の連結範囲 に基づく連結貸借 対照表	別紙様式第五号 (CC1)の参照項目
資産の部			
現金預け金			
コールローン及び買入手形			
買現先勘定			
債券貸借取引支払保証金			
買入金銭債権			
特定取引資産			
商品有価証券			
金銭の信託			
有価証券			
貸出金			
外国為替			
その他資産			
有形固定資産			
無形固定資産			
繰延税金資産			
再評価に係る繰延税金資産			
支払承諾見返			
貸倒引当金			
……			
資産の部合計			
負債の部			
預金			
譲渡性預金			
コールマネー及び売渡手形			
売現先勘定			
債券貸借取引受入担保金			
コマーシャル・ペーパー			

特定取引負債			
借入金			
外国為替			
短期社債			
社債			
新株予約権付社債			
信託勘定借			
その他負債			
賞与引当金			
役員賞与引当金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
その他の引当金			
特別法上の引当金			
繰延税金負債			
再評価に係る繰延税金負債			
支払承諾			
……			
負債の部合計			
純資産の部			
資本金			
資本剰余金			
利益剰余金			
自己株式			
その他有価証券評価差額金			
繰延ヘッジ損益			
土地再評価差額金			
……			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例による。

- a この面の各項の内訳は、自金融機関の連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下「公表連結貸借対照表」という。）の勘定科目名に従うこと。
- b イ欄には、公表連結貸借対照表の内容を記載すること。
- c ロ欄には、自己資本比率告示第三条又は持株自己資本比率告示第三条の規定により作成した連結財務諸表に基づく連結貸借対照表（以下「規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表」という。）の内容を、公表連結貸借対照表の勘定科目に応じて記載すること。
- d ハ欄には、この面と別紙様式第五号との対応関係を示すため、当該面において対応する項目につき、相互に共通する任意の番号又は記号を記載すること（対応する項目がない場合には、記載することを要しない）。
- e 規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表に、公表連結貸借対照表で使用されていない項目がある場合には、項を追加し、当該項のイ欄には「-」を記載すること。
- f 公表連結貸借対照表の項目が別紙様式第五号の項目のいずれに相当するかについての説明については、適宜、付表を作成してこの面に添付するものとする。付表を用いる場合には、この面と当該付表との対応関係を示すため、ニ欄を設けた上、相互に共通する任意の番号又は記号を付表及びこの面のニ欄に記載すること。
- e 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一である銀行にあつては、ロ欄に記載することを要しない。この場合には、会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲が同一であることを欄外に記載すること。
- f この面で指定する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- g 銀行又は銀行持株会社が、当期において公表連結貸借対照表を作成していない場合には、この面を記載することを要しない。

(単位：百万円、%)

TLAC 1 : TLAC の構成			
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ
		当期末	前期末
想定される処理方針について (1)			
...			
自己資本比率規制上の外部 TLAC (2)			
1	普通株式等 Tier1 資本の額 (イ)		
2	TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額 (ロ)		
3	子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額 (ハ)		
4	その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目 (ニ)		
5	外部 TLAC 適格のその他 Tier1 資本の額 ((ロ) - (ハ) - (ニ)) (ホ)		
6	TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額 (ヘ)		
7	残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比率の算定上控除されている額 (ト)		
8	子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額 (チ)		
9	その他の Tier2 資本に係る調整項目 (リ)		
10	外部 TLAC 適格の Tier2 資本の額 ((ヘ) - (ト) - (チ) - (リ)) (ヌ)		
11	自己資本比率規制上の外部 TLAC の額 ((イ) + (ホ) + (ヌ)) (ル)		
自己資本比率規制外の外部 TLAC (3)			
12	その他外部 TLAC の額 (ヲ)		
13	特例外部 TLAC 調達手段 (=劣後性要件を除く全ての外部 TLAC 適格要件を満たすもの) の総額		
14	特例外部 TLAC 調達手段のうち、外部 TLAC への算入が認められている額		
15	TLAC 完全適用以前に資金調達ビークルによって発行された外部 TLAC		
16	資本再構築のための事前のコミットメント相当額 (ワ)		
17	調整項目適用前の自己資本比率規制外の外部 TLAC の額 ((ヲ) + (ワ)) (カ)		
自己資本比率規制外の外部 TLAC (調整項目) (4)			

18	外部 TLAC の額 (調整前) ((ル) + (カ))	(ヨ)		
19	破綻処理グループ間のエクスポージャー	(タ)		
20	自己保有のその他 TLAC 負債の額	(レ)		
21	その他調整項目	(ソ)		
22	外部 TLAC の額 (調整後) ((ヨ) - (タ) - (レ) - (ソ))	(ツ)		
リスク・アセットの額及び総エクスポージャー (5)				
23	リスク・アセットの額	(ネ)		
24	総エクスポージャーの額	(ナ)		
外部 TLAC 比率及び資本バッファ (6)				
25	資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率 ((ツ) ÷ (ネ))			
25a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率			
26	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率 ((ツ) ÷ (ナ))			
27	連結資本バッファ比率			
28	最低連結資本バッファ比率			
29	うち、資本保全バッファ比率			
30	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率			
31	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- c この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- d この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- e この面における口欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。

(1) 想定される処理方針について

自金融機関を含むグループ全体に係る想定される処理方針 (SPE アプローチ又は MPE アプローチ

のいずれか) を記載した上、必要に応じて補足説明を記載すること。

(2) 自己資本比率規制上の外部 TLAC

- a 当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、項番 1「普通株式等 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 29 の項の額と、項番 2「TLAC 調整項目適用前のその他 Tier1 資本の額」の項の額は同様式の項番 44 の項の額と、項番 6「TLAC 調整項目適用前の Tier2 資本の額」の項の額は同様式の項番 58 の項の額と、それぞれ一致する。
- b 項番 3「子会社発行の TLAC 非適格その他 Tier1 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行しているその他 Tier1 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たってその他 Tier1 資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。
- c 項番 4「その他のその他 Tier1 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第六条第一項第一号から第三号までに算入されるその他 Tier1 資本調達手段のうち銀行 TLAC 告示第四条第一項第二号から第四号まで又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第一項第二号から第四号までに規定する TLAC 適格その他 Tier1 資本調達手段に該当しないものの額及び自己資本比率告示第六条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第六条第一項第五号に規定するその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、銀行 TLAC 告示附則第四条第一項又は銀行持株会社 TLAC 告示附則第四条第一項の規定によりその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。）の合計額を記載すること。
- d 項番 7「残存期間が 1 年以上 5 年以下の Tier2 資本のうち、自己資本比率の算定上控除されている額」の項には、Tier2 資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が一年以上五年以内であるものにつき、自己資本比率告示第七条第一項柱書ただし書又は持株自己資本比率告示第七条第一項柱書ただし書の規定による調整を行った後の額から当該調整を行う前の額を控除した額を負数で記載すること。
- e 項番 8「子会社発行の TLAC 非適格 Tier2 資本の額」の項には、自金融機関の連結子会社が自金融機関以外の第三者に発行している Tier2 資本で、自金融機関の自己資本比率の算出に当たって Tier2 資本の額に算入されている額を記載すること。ただし、平成三十四年三月三十一日前は、記載することを要しない。
- f 項番 9「その他の Tier2 資本に係る調整項目」の項には、自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号まで又は持株自己資本比率告示第七条第一項第一号から第三号までに算入される Tier2 資本調達手段のうち銀行 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号まで又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第一項第五号から第七号までに規定する TLAC 適格 Tier2 資本調達手段に該当しないものの額及び自己資本比率告示第七条第一項第五号又は持株自己資本比率告示第七条第一項第五号に規定する Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額（ただし、平成三十四年三月三十一日前において、銀行 TLAC 告示附則第四条第二項又は銀行持株会社 TLAC 告示附則第四条

第二項の規定により Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額を外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入する場合には、計上することを要しない。) の合計額を記載すること。

(3) 自己資本比率規制外の外部 TLAC

- a 項番 12「その他外部 TLAC の額」の項には、その他外部 TLAC 調達手段の額の合計額を記載すること。
- b 項番 16「資本再構築のための事前のコミットメント相当額」の項には、自金融機関が銀行 TLAC 告示第二条第二項柱書に該当する場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、自金融機関が銀行持株会社 TLAC 告示第二条第二項柱書に該当する場合には同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ記載すること。

(4) 自己資本比率規制外の外部 TLAC (調整項目)

- a 項番 19「破綻処理グループ間のエクスポージャー」の項には、自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が MPE アプローチである場合において、銀行 TLAC 告示第四条第二項第五号又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第二項第五号に掲げる額の合計額を記載すること。
- b 項番 20「自己保有のその他 TLAC 負債」の項には、銀行 TLAC 告示第四条第二項第四号又は銀行持株会社 TLAC 告示第四条第二項第四号に掲げる自己保有のその他外部 TLAC 関連調達手段の額を記載すること。
- c 項番 22「外部 TLAC の額 (調整後)」の項の額は、当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、同様式の項番 1「外部 TLAC の額」の項の額と一致する。

(5) リスク・アセットの額及び総エクスポージャー

- a 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 4「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 13「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- b 当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は同様式の項番 2「リスク・アセットの額」の項の額と、項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額は同様式の項番 4「総エクスポージャーの額」の項の額と、それぞれ一致する。
- c 自金融機関を含むグループに係る想定される処理方針が SPE アプローチである場合において、当期に係る別紙様式第五号の開示を行うときは、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額は、同様式の項番 60「リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

(6) 外部 TLAC 比率及び資本バッファ

- a 当期に係る別紙様式第十六号の開示を行う場合には、項番 25「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の額は同様式の項番 3「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の額と、項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の額は同様式の項番 5「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の額と、それぞれ一致する。

- b 項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項には、項番 25「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」から、項番 27「連結資本バッファ比率」と項番 28「最低連結資本バッファ比率」のいずれか小さい比率を控除して得られる比率を記載する。
- c 項番 27「連結資本バッファ比率」の項の比率は、自己資本比率告示第七条の二第二項又は持株自己資本比率告示第七条の二第二項の規定により算出した資本バッファに係る普通株式等 Tier1 資本の額を、項番 23「リスク・アセットの額」の項の額で除して得られる比率を記載すること。なお、当期に係る別紙様式第五号の開示を行う場合には、同様式の項番 68「連結資本バッファ比率」の項の比率と一致し、当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、同様式の項番 12「連結資本バッファ比率」の項の比率と一致する。
- d 当期に係る別紙様式第十号の開示を行う場合には、項番 28「最低連結資本バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 11「最低連結資本バッファ比率」の項の比率と、項番 29「うち、資本保全バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 8「資本保全バッファ比率」の項の比率と、項番 30「うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率は同様式の項番 9「カウンター・シクリカル・バッファ比率」の項の比率と、項番 31「うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率は同様の項番 10「G-SIB/D-SIB バッファ比率」の項の比率と、それぞれ一致する。
- e 「外部 TLAC 比率及び資本バッファ」の項番 28 から項番 31 までの項は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない。

(第二面)

(単位：百万円)

TLAC 2 : 内部 TLAC 等の債権者順位 (主要子会社別)										
[主要子会社グループに含まれる子会社の名称]										
国際様式 の該当 番号	項目	債権者順位							合計	
		1 最劣後	1 最劣後	(略)	...	(略)	n 最優先	n 最優先		
1	破綻処理対象法人が債権者か否か	✓	—					✓	—	
2	債権者順位に関する説明									
3	資本及び負債の合計 (信用リスク削減手法勘案後) (イ)									
4	うち除外債務 (ロ)									
5	資本及び負債の合計 (除外債務控除後) ((イ) - (ロ))									
6	うち内部 TLAC 適格のもの									
7	残 存 期 間	1 年以上 2 年未満								
8		2 年以上 5 年未満								
9		5 年以上 10 年未満								
10		10 年以上 (永久債を除く)								
11		満期がないもの (永久債を含む)								

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面は、自金融機関に係る主要子会社（外国に所在する子会社に対して当該外国において最低所要内部 TLAC 額に係る基準に準ずる基準が適用されている場合における当該子会社を含む。以下同じ。）及び当該主要子会社に係る主要子会社グループに含まれる子会社ごとに記載することを要する。ただし、主要子会社の子会社であって、その他内部 TLAC 調達手段を発行していない子会社については、作成することを要しない。
- c この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他内部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のことを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他内部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- d 項番 2「債権者順位に関する説明」の欄には、説明を任意の方法で記載すること。
- e 項番 3「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項の額には、自金融機関の主要子会社の資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとに、その債権者（株主を含む。以下この面において同じ。）が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者たる当該主要子会社の親会社等が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- f 項番 6「資本及び負債の合計（除外債務控除後）うち内部 TLAC 適格のもの」の項の額には、銀行 TLAC 告示又は銀行持株会社 TLAC 告示の規定により内部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を、債権者順位ごとに、その債権者（株主を含む。以下この面において同じ。）が自金融機関かそれ以外かに応じて、それぞれ記載すること。債権者が自金融機関の子会社等である場合には、自金融機関を債権者とみなして記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(第三面)

(単位：百万円)

TLAC 3 : 外部 TLAC 等の債権者順位								
国際様式 の該 当番号	項目	債権者順位						合計
		1	2	(略)	…	(略)	n	
		最劣後					最優先	
1	債権者の優先順位に関する説明							
2	資本及び負債の合計 (信用リスク削減手法勘案後) (イ)							
3	うち除外債務 (ロ)							
4	資本及び負債の合計 (除外債務控除後) ((イ) - (ロ))							
5	うち外部 TLAC 適格のもの							
6	残 存 期 間	1 年以上 2 年未満						
7		2 年以上 5 年未満						
8		5 年以上 10 年未満						
9		10 年以上 (永久債を除く)						
10		満期がないもの (永久債を含む)						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示、持株自己資本比率告示、銀行 TLAC 告示及び銀行持株会社 TLAC 告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。
- b この面において債権者順位とは、破産手続における法的な債権者順位をいう。普通株式に相当するものを「最劣後」の欄に記載し、その他外部 TLAC 調達手段のうち最も債権者順位が高いもの及びこれと同順位のことを「最優先」の欄に記載するものとする（したがって、その他外部 TLAC 調達手段よりも優先順位が高い負債については、記載することを要しない。）。
- c 項番 1「債権者順位に関する説明」の欄には、説明を任意の方法で記載すること。
- d 項番 2「資本及び負債の合計（信用リスク削減手法勘案後）」の項の額には、自金融機関が外部に発行している資本及び負債の額（信用リスク削減手法を勘案した額とする。）を、債権者順位ごとにそれぞれ記載すること。
- e 項番 5「資本及び負債の合計（除外負債控除後）うち外部 TLAC 適格のもの」の項の額には、銀行 TLAC 告示又は銀行持株会社 TLAC 告示の規定により外部 TLAC に係る基礎項目の額に算入可能なものの額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、額面価額とし、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

KM 2：主要な指標 (TLAC 要件)						
国際様式 の該当 番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
1	外部 TLAC の額					
2	リスク・アセットの額					
3	資本バッファ勘案前のリスク・アセット ベース外部 TLAC 比率					
3a	リスク・アセットベース外部 TLAC 比率					
4	総エクスポージャーの額					
5	総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率					
6a	法令の規定に基づいて除外債務がペイルイ ンの対象から除外される法域か否か					
6b	特例外部 TLAC 調達手段が認められる法域 か否か					
6c	特例外部 TLAC 調達手段のうちその他外部 TLAC 調達手段に相当するとして認められ ているものが占める割合					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面は、自金融機関が TLAC 規制対象銀行又は TLAC 規制対象銀行持株会社でない場合には、作成することを要しない。
- b 項番 1「外部 TLAC の額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 22「外部 TLAC の額（調整後）」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- c 項番 2「リスク・アセットの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 23「リスク・アセットの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- d 項番 3「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 25「資本バッファ勘案前のリスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- e 項番 3a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一

- 面の開示を行う場合には、同面の項番 25a「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- f 項番 4「総エクスポージャーの額」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 24「総エクスポージャーの額」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- g 項番 5「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の額は、当期に係る別紙様式第十五号第一面の開示を行う場合には、同面の項番 26「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」の項の額（当期に係る同面の開示を行わない場合には、同面の開示を行うと仮定したときの同項の額）と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k ロ欄からホ欄までにつき、「前四半期末」、「前々四半期末」、「ハの前四半期末」及び「ニの前四半期末」がそれぞれ平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄を記載することを要しない。